

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服 2023-004992		9 42	Z 拒絶	商標法4条1項6号
<p><審決要旨> 引用標章「CO2CO2（こつこつ）」は、全国の地方公共団体によって行われている「二酸化炭素削減のための事業やキャンペーン」の名称として、1998年から現在に至るまで長期間広く一般に使用されている。 してみれば、引用標章は、全国の地方公共団体による公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であり、かつ、著名な標章と判断するのが相当である。また、本願商標は、引用標章と類似の商標というべきである。 よって、本願商標は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名な引用標章と類似の商標であるから、商標法第4条第1項第6号に該当する。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服 2022-018217	PERSONY	41	Z 拒絶	商標法4条1項15号
<p><審決要旨> 引用商標「SONY」は、本願商標の登録出願前から、ソニー社の商標として我が国において広く知られ、相当程度の独創性も有する。また、①本願商標と引用商標とはある程度の類似性を有し、②エレクトロニクス、ゲーム、映画、音楽、金融、教育等、多角的に事業を展開している。③本願商標と引用商標の需要者は、共に一般の消費者であり共通するからすると、本願商標を請求人がその指定役務について使用するときは、これに接する取引者、需要者が、周知著名性を有する引用商標を想起、連想し、その役務が、あたかもソニー社又は同社と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る役務であるかのように、その役務の出所について混同を生ずるおそれがあるというべきである。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨（引用商標）
異議 2023-900079	仙台中華そば 銘店嘉一	30 43	WY 登録	商標法4条1項11号 「嘉一」
<p><審決要旨> 本件商標よりは、その構成中の「銘店嘉一」に相応した「メイテンカイチ」の称呼も生じ得るものであり、特定の観念は生じない。 しかしながら、「銘」及び「店」の各漢字の意味から、「銘店」の文字より「名のある店」等の意味合いが認識され得ることは否定できないとしても、当該文字は、一般的な辞書類に掲載されていることが確認できないものである。そして、「仙台中華そば 銘店嘉一」に関するロコミ事例は、個人の自由な書き込みであって、そこにおいて「嘉一」と略称されている事例があることのみをもって、本件商標の要部が「嘉一」の文字部分であるとはいえない難いものであるから、申立人の上記主張を採用することはできない。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨（引用商標）
無効 2020-890023 ＊ 審決取消しの 判決（令和3年 （行ケ）第10 028号）	ヒルドマイルド	5	Z 無効	商標法4条1項11号 （1）Hirudooid（引用商標1） （2）ヒルドイド（引用商標2）
<p>＜審決要旨＞</p> <p>引用商標1を表示した請求人商品が60年以上にわたり販売され、そのうち約40年は引用商標2も併せて表示されていること、請求人が請求人商品について一定の宣伝活動を継続していること、平成29年度には請求人商品が医療用医薬品の年間売上げで19位となるなど非常に高い売上げを有していること、平成29年頃までには、需要者の相当割合の者が、「ヒルドイド」という造語から、「ヘパリン類似物質を配合した保湿剤」である請求人商品を想起するものと認められ、長期間をかけて形成されたこの状況は、本件商標の出願日及び本件査定日においても継続していたものと認めるのが相当である。</p> <p>そうすると、本件商標の出願日及び本件査定日時点において、需要者の間では、「ヒルド」は、「ヒルドイド」意味する単語として認識されていたと認めるのが相当であるから、「ヒルド」と引用商標2は、いずれも「ヘパリン類似物質を配合した保湿剤であるヒルドイド」を想起させることができ、観念を共通とするものと認められる。</p> <p>よって、本件商標と引用商標2は、指定商品が同一で、外観、観念、称呼に共通している部分があり、同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるというほかないから、両商標は類似すると認めるのが相当である。</p>				